

◆増田伝統的建造物群保存地区の許可基準チェック表

通り		□ 表通り □ 側面・路地通り □ 裏通り			
建築物	基本事項	敷地	現在の歴史的町並みを構成する間口幅を継承する。	□	
		配置	町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。	□	
		基本形態	歴史的風致を損なわないものとする。	□	
	構造・規模	構造	原則として木造とする。ただし、用途によりやむを得ずほかの構造とする場合は外部意匠を考慮し、歴史的風致を損なわないものとする。	□	
		建物間口	伝統的建造物の間口に準じる。側面、路地通り及び裏通りについては歴史的風致を損なわないものとする。	□	
		高さ	原則、地上二階建て以下とし、高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。	□	
		基礎	歴史的風致を損なわないものとする。	□	
	外部意匠	屋根	形式	原則、切妻造とする。側面、路地通り及び裏通りについては、寄棟造、入母屋造等の伝統的建造物に見られる形態も可とする。	□
			勾配	勾配屋根とする。	□
			軒、けらば	歴史的風致を損なわないものとする。	□
			棟飾りなど	歴史的風致を損なわないものとする。	□
			材料	原則、金属板葺きとする。	□
			色彩など	灰色、黒、茶系統の色とする。	□
		下野庇	形式	設ける場合は、歴史的風致を損なわないものとする。	□
			材料	設ける場合は、歴史的風致を損なわないものとする。	□
			色彩など	設ける場合は、歴史的風致を損なわないものとする。	□
		外壁及び開口部	壁	歴史的風致を損なわないものとする。	□
			開口部及び建具	歴史的風致を損なわないものとする。表通りの玄関は原則として引き戸とする。	□
			色彩など	歴史的風致を損なわないものとする。	□
		工作物	門	歴史的風致を損なわないものとする。	□
塀	歴史的風致を損なわないものとする。		□		
その他工作物	歴史的風致を損なわないものとする。		□		
屋外広告物	歴史的風致を損なわないものとし、別途定める。		□		
建築設備など	原則として、公共の用に供する場所から見えない場所に置く。やむをえず置く場合は色彩や囲い等に工夫を行う。		□		
駐車場・空地	なるべく道路側に塀を設けるか、樹木を植える。	□			
土地の形質の変更	変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。	□			
竹木の伐採・植栽	竹木の保存に努める。空地や法面等は緑化に努める。	□			
土砂類の採取	採取後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。	□			

※表通りでの建築行為を予定している方は「表通りにおける許可基準の解説」もご覧ください。